

仕様書

公益財団法人東京観光財団

1. 件名

平成 30 年度「ラグビーワールドカップ 2019 を契機とした観光ガイドブック」
制作業務委託

2. 目的

ラグビーワールドカップ 2019 を契機として、日本及び都内各地への旅行者は、益々増加する見込みである。このような大規模なスポーツの世界大会を契機として、東京及び連携する各都市の魅力の発信を進めることにより、一層の旅行者誘致に繋げていく。

3. 契約期間

契約締結日の翌日から平成 31 年 3 月 29 日（金）まで

4. 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下、「TCVB」という。）の指定する場所

5. 委託範囲

東京及びラグビーワールドカップ 2019 開催都市の魅力を伝える観光ガイドブック内容の企画・制作およびデータ納品
※印刷は本委託に含まない

6. 全体運営

(1) 実施体制

受託者は本委託を効果的かつ効率的に履行するため、実施体制を明確化すること。

(2) 進捗状況の管理

ガイドブック制作、校正確認、納品までの全体スケジュールを策定し、提案すること。また、履行に当たり、進捗状況を綿密に報告し、TCVB と常に協議、調整をしながら業務を進行すること。

7. 委託内容

(1) 制作言語

3 言語（日本語、英語、フランス語）

※原稿の確認は日本語で行う

(2) 規格等

ア. 色：カラー4色

イ. 綴じ方：中綴じ、左開き（左綴じ）

ウ. 冊子サイズ：A5 版タテ

エ. 総ページ数：28 ページ以上（表紙・裏表紙含む）

(3) 制作条件

本委託には印刷を含まないため、以下の条件で制作を行うこと。

- ア. 電子データで作成すること
- イ. InDesign や Illustrator 等の通常、印刷事業者へ納品する際に用いられるソフトウェアで作成すること
- ウ. 別途印刷事業者にて微調整等を行う可能性があるため、特殊なフォントは使用しないこと
- エ. 契約締結後に提供する、「RUGBY WORLD CUP JAPAN 日本 2019 ビジュアルアイデンティティ ブランドガイドライン」に準じて作成すること。

(4) デザイン・レイアウト

- ア. デザイン・レイアウトは、別紙1「台割及び構成案」を参考にした上、以下の点を踏まえて、タイトル・デザインについて、それぞれ2案以上提案すること。
 - ① 各言語とも同一デザイン・レイアウトとすること
 - ② 表紙にはラグビー感のある画像を利用し、魅力的なデザインにすること
 - ③ 表紙には各言語でタイトルを記載し、言語を識別できるデザインにすること
 - ④ 写真等を効果的に活用し、見やすく訴求力のあるデザインとすること
 - ⑤ 東京と各都市の魅力が伝わるデザインであること
 - ⑥ 旅行者の使い勝手を考慮したデザインであること
 - ⑦ 年間を通して使用できるデザインであること
 - ⑧ 印刷及び製本時のリスクを考慮したレイアウトであること。
- イ. 最終的なデザイン・レイアウトはTCVBと協議の上決定する。

(5) 掲載コンテンツ

- ア. 掲載コンテンツは、別紙1「台割及び構成案」を参考にした上、以下の点を踏まえて提案すること。
 - ① ラグビーワールドカップ2019の大会概要
 - ② 東京スタジアムの紹介及び周辺の観光スポット
 - ③ 東京全域（多摩地域・島しょ地域を含む）を対象としたテーマ別の観光スポット（例「自然」「社寺」「夜景」など）
 - ④ 東京以外の各開催都市（11都市）試合会場の紹介と周辺の観光スポット
 - ⑤ 東京から各開催都市へのアクセス情報
 - ⑥ 東京と各開催都市の位置関係がわかるマップ
- イ. 具体的な掲載スポットは、外国人視線を取り入れるなどにより、旅行者の関心が高く、訴求力が高い場所を選定すること。
- ウ. 飲食店や販売店などの個別の店舗名は掲載しないこと。（複合商業施設名などの複数の店舗が入る施設名は掲載可能）
- エ. そのほか、旅行者に訴求力のある内容があれば提案すること。

オ. 最終的な掲載スポットは、TCVB と協議により決定する。

(6) 取材及び掲載許可の取得

- ア. 掲載文章、写真、ロゴ等については、受託者が各関係施設・関係団体・自治体等に直接、依頼及び確認を行い、掲載すること。都内については、必要に応じて取材も見込むこと。
- イ. 最終的な掲載許可取得先一覧を TCVB に提出すること。また、TCVB に連絡先を提出することについて、予め各掲載先の承認を得ること。
- ウ. 原則、写真の入手・撮影の手配等は受託者が行き、写真入手・制作等にかかる費用も本見積りに含めること。
- エ. 写真の活用に当たっては、掲載施設等から写真提供を受けるほか、写真撮影を専門とするプロのカメラマンを起用して新たに写真を撮影する等により、訴求効果の高い写真を使用すること。
- オ. 撮影を新たに行う場合、その画像については、リサイズのみならず、編集が可能となるよう、2 次利用についてすべての利用許諾・確認を得るものとする。
- カ. 掲載する内容（原稿、写真、イラスト、地図等）及び本ガイドブックは、東京の観光に資することを目的として、「デジタルパンフレットギャラリー」(<http://www.gotokyo.org/book/?la=en>) に掲載する場合がある。掲載施設等への許可申請及び写真入手・撮影の際には、これを前提に予め許可を得ておくこと。
- キ. 写真の掲載最大期間としては、平成 32 年（2020 年）3 月末日までの利用を見込むこととし、モデルや著作権等の権利契約、料金を見込むこと。

(7) 原稿作成及び翻訳並びに翻訳の校正・校閲

- ア. 原稿作成及び翻訳に際しては、以下の点に注意し、すべて受託者の責任において行うこと。
 - ① 原稿は日本語で作成し、TCVB の承認を得ること。
 - ② 掲載文は、公共の制作物として適切な出典等に基づき作成すること。また、TCVB が確認のため出典資料を求めたときには、速やかに提出すること
 - ③ 表記の統一を図るとともに、対象国の利用者に向けた適切な表現となるよう、ネイティブ及び日本語と当該言語のバイリンガル能力を有する者が、翻訳文章全体の調和、表現等の観点も含めた検証を行い、適宜修正すること
 - ④ 機械翻訳は不可とし、文字化けやレイアウト崩れなどの不具合についてもチェックすること
 - ⑤ 翻訳者及びネイティブチェックを行う者の経歴等情報を記載した実施体制図等を提出し、TCVB の承認を得ること
 - ⑥ 翻訳にあたり、各施設が指定する外国語表記がある場合は当該指定に従うこと
 - ⑦ その他、翻訳文章の精度を高めるための各種方策を実施すること
 - ⑧ 英語はイギリス、フランス語はフランスで使用されるものとする

- イ. 翻訳結果に対して問題があると TCVB が判断した場合は、再翻訳等の変更を指示することがある。

(8) 校正

ア. 受託者における原稿確認について

- ① 文字校正は、受託者が責任をもって各言語 4 回以上行うこと。
- ② 校正にあたっては、複数の担当者を配置すること。
- ③ 原稿の校正を綿密に行うこと。特に名称、電話番号、所在地、マップ等、事実関係については、より厳密な校正を行うこと。
- ④ レイアウト前のほか、レイアウト後、最終原稿まで、ファクトチェック・翻訳の両方について、綿密に校正・校閲を行うこと。
- ⑤ 冊子全体を通して、表記の整合性を図ること。
- ⑥ 固有名詞については、特に綴り間違いのないよう、入念に確認すること。
- ⑦ 掲載されているすべての URL 及び二次元コードについて、実際にアクセスして正しいことを確認すること。なお、英語・フランス語版の場合、当該言語のページがあるウェブサイトについては、当該言語ページの URL とすること。

イ. TCVB の原稿確認について

- ① 各言語 3 回以上（うち色校正 1 回）、TCVB に確認原稿を提出すること
- ② TCVB に提出する原稿は、全て内部校正を行ったものであること

ウ. 誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること

(9) 納品

以下のデータを言語別にそれぞれディスク等記録媒体に保存し、各 2 部納品すること。

ア. 業務印刷用データ

- ① 業務印刷用版下用 PDF データ（トンボ付）
- ② 編集可能なデータ（AdobeInDesign、AdobeIllustrator 等）
アウトライン前・後の両方を納品すること
- ③ 写真データ（掲載されている写真すべて）

イ. TCVB 用データ

- ① デジタルパンフレット用 高解像度 PDF
 - ・トンボは付けず、仕上がり寸法で出力すること
 - ・見開きにはしないこと
 - ・PDF ファイル出力バージョンは、Acrobat4.0（PDF1.3）以降のものとすること（CMYK、RGB の指定はない）。
- ② ダウンロード用 PDF
 - ・印刷トンボをつけず、仕上がり寸法で出力すること。
 - ・見開きにはしないこと
 - ・データの不正コピー等を防止するため、画像サイズを調整して再利用に適さないようにするなどのセキュリティ措置を講じること。

- ・ウェブダウンロードに適切なデータサイズに加工すること。
- ・PDF ファイル出力バージョンは、Acrobat4.0 (PDF1.3) 以降のものとする (CMYK、RGB の指定はない)。

③ 写真データ (掲載されている写真すべて)

④ 掲載許可取得先一覧 (連絡先含む)

ウ. 納品場所

TCVB の指定する場所

8. 契約代金の支払い

受託者は前述 7(9) 納品に際し、別紙 2「委託完了届」をもって TCVB の検査を受け、この後請求書を発行すること。TCVB は適正な請求書の受領から一ヶ月以内に受託者へ契約代金を支払うこととする。

9. 第三者委託の禁止

- (1) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、翻訳業務等については、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により TCVB に報告するものとする。

10. 作成物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。ただし、第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真を除く) は、全て TCVB に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) 上記 (1)～(4) の規定は、9 により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

11. 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

12. 個人情報の保護

別紙3「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

13. その他

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度 TCVB と別途協議の上処理すること。